

令和2年度第1回徳島県周産期医療協議会

日時： 令和3年2月22日（月）
午後7時から（WEB会議）

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 乳児・新生児死亡率の状況とその対策について
- (2) 令和2年度周産期医療協議会専門部会報告について
 - ・周産期医療協議会 母子保健専門部会報告について
 - ・周産期医療協議会 妊産婦メンタルケア部会報告について
 - ・周産期医療協議会 災害対策部会報告について
- (3) 令和2年度HTLV-1研修会実施報告について
- (4) その他

3 閉 会

<配付資料一覧>

- 資料1 母子保健の統計データ(令和元年人口動態(確定数)について)
 - 資料2-1 周産期医療協議会母子保健専門部会令和2年度事業結果及び令和3年度事業計画(案)
 - 資料2-2 令和2年度周産期医療協議会母子保健専門部会報告(案)
 - 資料3-1 周産期医療協議会妊産婦メンタルケア部会事業実施結果及び令和3年度事業計画(案)
 - 資料3-2 「妊娠初期アンケート」等の活用状況に関するアンケート調査結果の概要について
 - 資料3-3 妊産婦メンタルケア部会事例検討実施結果
 - 資料3-4 「徳島県妊産婦メンタルケア対策-早期発見と支援のポイント-」改訂(案)
 - 資料4-1 周産期医療協議会災害対策部会令和2年度事業結果及び令和3年度事業計画(案)
 - 資料4-2 令和2年度小児周産期リエゾン災害訓練実施報告
 - 資料4-3 「徳島県周産期災害対策マニュアル」改訂(案)
 - 資料5 令和2年度HTLV-1研修会実施報告
- ※参考資料1～5（母子保健専門部会報告関係）
- 参考資料6（RSウイルス重症化予防対策関係）
 - 参考資料7～10（新生児マスキリーニング関係）
 - 参考資料11（不妊・不育症関係）

徳島県周産期医療協議会委員名簿

□ 委員

(敬称略)

氏名 (五十音順) (別記)	所属・役職名	備考
市原 裕子	徳島市民病院 小児科主任医長	新任 欠席
今川 玲代	公益社団法人徳島県看護協会 専務理事	
苛原 稔	徳島大学大学院 医歯薬学研究部 部長	会長
香美 祥二	徳島大学病院 院長	
加地 剛	徳島大学病院 産婦人科 准教授	
亀井 香	徳島県消防長会 会長	新任
近藤 秀治	徳島県立中央病院 小児科	新任
斎藤 誠一郎	一般社団法人徳島県医師会 常任理事	
佐藤 純子	徳島県阿南保健所 所長	
田山 正伸	徳島県小児科医会 会長	
千葉 真依子	三好市健康づくり課三野支所保健師	新任
中川 竜二	徳島大学病院 周産母子部 講師(小児科)	新任
春名 充	徳島県産婦人科医会 会長	
福井 理仁	徳島市民病院 地域周産期母子医療センター長	
船戸 豊子	一般社団法人徳島県助産師会 会長	
前川 正彦	徳島県立中央病院 産婦人科 副院長	
宮崎 達志	国立病院機構徳島病院 小児科医長	

徳島県周産期医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 周産期医療体制の整備等、周産期医療に係る諸課題を協議するため、徳島県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 徳島県の実情に応じた周産期医療体制（総合周産期母子医療センター、搬送体制等）に関する事
- (2) 周産期医療情報システムに関する事
- (3) 周産期医療関係者の研修に関する事
- (4) HTLV-1母子感染対策に関する事
- (5) その他周産期医療に係る諸課題及び妊娠・出産期を中心とした母子保健医療対策に関し必要な事

(組織)

第3条 協議会は、委員17名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から知事が委嘱する。

- (1) 周産期医療関係者
- (2) 県医師会及び医療関係団体関係者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 有識者

3 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故ある場合においては、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要のつど会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、会議に周産期医療に関係のある者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門の事項を検討するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、徳島県健康づくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 設置当初の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

3 徳島県周産期医療検討会設置要綱（平成10年7月23日制定）は廃止する。

4 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

5 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

6 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。